

2020年3月11日

お客さま各位

「敷地内禁煙」および「営業車両内禁煙」の実施について

高山信用金庫では、健康経営の一層の推進を図るため、禁煙による健康増進、受動喫煙防止を目的に、2020年3月13日から当金庫敷地内の禁煙（店舗駐車場および職員駐車場を含む）および営業車両内の禁煙を実施することとしましたので下記のとおりお知らせいたします。

本件は、2020年4月に改正健康増進法が全面施行されるのに則り、また、SDGs（Sustainable Development Goals）にて定める17の目標における「3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」への貢献にもつながるものと考えています。

当金庫は、本取組により、健康増進と快適な職場環境の整備を更に進めてまいります。

記

1. 趣旨

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が2020年4月から全面施行されます。

当金庫は、「清流の国ぎふ健康経営宣言」において、職員の健康管理・健康づくりを積極的に取組むこととしています。

今般、本取組を進めることにより、受動喫煙の防止を図るとともに、当金庫に勤務する職員の疾病予防および健康増進を図るものです。

2. 実施内容

(1) 敷地内禁煙

当金庫の全施設において、敷地内・建物内は終日禁煙（店外ATM、店舗駐車場および職員駐車場を含む）とします。

(2) 営業車両内禁煙

当金庫の営業車両内を禁煙とします。

3. 実施日

2020年3月13日

4. サポート体制の整備

(1) 喫煙する職員に対し、定期的に禁煙についての情報提供を実施する。

(2) 役職員が保険適用となる禁煙治療を受診し、禁煙プログラムをすべて終了した場合、三岐しんきん健康保険組合が15,000円を補助する。

以上

SDGs「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」とは

世界中のすべての人々が幸せに暮らすことができる社会をつくるために、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標のことです。

2016年から2030年までの15年間で持続可能な社会を実現するため、17の目標と、169の具体的な行動目標で構成されています。

貧困や不平等、気候変動などに対処しながら「誰一人取り残さない」社会を目指して、政府、企業、大学・研究機関、市民社会など、あらゆる主体によるSDGsへの取り組みが始まっています。



高山信用金庫は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています